随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度　吉都線　日向庄内・谷頭間都城道路乙房跨線橋新設工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻　浩之 〒８１２－００１３　福岡市博多区博多駅東２－１０－７　福岡第二合同庁舎７階
契　約　締　結　日	令和　５年　４月　３日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	￥３９３，６７６，０００－　（月額）
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	￥０－　（月額）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備　　　　考	

随 意 契 約 理 由 書

１．件　　名　　等　　吉都線 日向庄内・谷頭間都城道路乙房跨線橋新設工事

２．履　行　場　所　　宮崎県都城市乙房地先

３．随意契約の相手方　　名称：九州旅客鉄道（株）
住所：福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号

４．随意契約適用法令　　会計法第２９条の３第４項及び
予算決算及び会計令第１０２条の４第３号

５．当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）随意契約に付する理由

　本工事の施工にあたっては、九州旅客鉄道（株）管理区域内において軌道上での施工が必要となるため、施工においては鉄道運行に支障を及ぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

　このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

　また、夜間施工時においては、き電停止を行う等、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が求められる。さらに、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

　以上のことから、本工事の施工にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、九州旅客鉄道（株）と随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）
道路部　道路工事課長